

へき地児童生徒援助費等補助金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 695万円
(前年度 1件 355万円)

1 補助金の概要

へき地児童生徒援助費等補助金は、へき地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の1/2を限度とすることとされている。また、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費について、市町村が負担した額とされている。そして、この交通費については、児童・生徒の通学の用に供するために運行するスクールバスに係るバス会社等との運行委託契約に基づく委託料(以下「委託料」)等とされており、補助対象とならない児童・生徒に係る経費が委託料に含まれている場合は、委託料に、スクールバスを利用する児童・生徒の総数に対する補助対象となる児童・生徒数の割合(以下「利用人数割合」)を乗じて補助対象経費を算定することとされている。また、通常の通学経路については、市町村が最適であると設定した通学路を徒歩等で通学した場合の経路とすることになっている。

2 検査の結果

宮城県遠田郡涌谷町は、統合後の小学校2校及び中学校1校に通う遠距離通学児童・生徒の通学の用に供するなどのために、バス会社との間で契約を締結して、スクールバスの運行を委託していた。そして、同町は、平成27年度から30年度までの間に、スクールバスの運行に係る補助対象経費を計7975万円と算定して、計3987万円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同町は、補助対象経費の算定に当たり、児童の住居から学校所在地までの通常の通学経路による通学距離ではなく、児童が乗車する停留所から学校所在地までのスクールバスの運行距離を基に遠距離通学児童に該当するかを判断して通常の通学経路による通学距離が4km未満である児童を補助対象に含めるなどしていたため、利用人数割合を過大に算出するなどしていた。

したがって、適正な利用人数割合に基づくなどして各年度の補助対象経費を算定すると、計6585万円となり、これに対する補助金額は、計3292万円となることから、前記の補助金交付額3987万円との差額695万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
宮城県	遠田郡涌谷町	遠距離通学費	平成27~30	円 7975万	円 3987万	円 1389万	円 695万	遠距離通学児童に該当しない児童を補助対象に含めるなどしていたもの